

社会福祉法人善導寺福祉会

役員及び評議員の報酬及び費用の支給に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人善導寺福祉会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）並びに評議員に係る職務の執行に対する報酬及び費用の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(勤務形態に応じた報酬等の区分、及び、報酬の支給)

第2条 この法人は、評議員、監事及び理事に対して、その職務の執行の対価として、次の通り報酬を支給するものとする。

2 報酬の支給対象となる職務は、次のとおりとする。

- (1) 評議員及び監事の評議員会への出席
- (2) 評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (3) 理事及び監事の理事会等会議への出席
- (4) 監事による監査業務及び監査報告作成（定期又は臨時）
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(報酬の額、及び、算定方法ならびに支給の方法及び形態)

第3条 評議員及び監事に対する報酬は、前条第2項第1号及び第2号に定める職務について、職務執行の都度、定款第8条及び第21条により、1回につき10,000円の現金支給とする。

2 前条第2項第3号に定める理事及び監事の職務については、職務執行の都度、1回につき5,000円の現金支給とする。

3 前条第2項第4号に定める監事の職務については、職務執行の都度、1回につき25,000円の現金支給とする。

4 前条第2項第5号に定めるその他理事長が必要と認めた職務については、職務執行の都度、1回につき5,000円の現金支給とする。

(費用弁償の支給)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たり負担することとなる費用を弁償するため、費用弁償を支給とする。

2 費用弁償を支給する職務は、次のとおりとする。

- (1) 役員の理事会への出席

- (2) 評議員及び監事の評議員会出席
- (3) 役員の行政機関による監査への立会
- (4) 役員及び評議員の各種研修会への参加及び他施設等の視察研修
- (5) その他理事長が必要と認めた職務

(費用弁償の支給額、ならびに、支給方法及び形態)

第5条 前条各号に規定する職務に係る費用弁償の額は次のとおりとする。

- (1) 前条第2項第1号から第3号に規定する職務については、職務執行の都度、実費を現金支給とする。なお、私有車使用の場合は、1キロメートルにつき40円とし、車賃を支給する。
 - (2) 前条第2項第4号及び第5号に規定する職務については、社会福祉法人善導寺福社会旅費規程（別表第2及び第3）を準用し、日当及び交通費については施設長の基準と同様に、宿泊料については施設長の基準の範囲内で実費を現金支給とする。なお、私有車使用の場合は、前号に規定する額を車賃として支給する。
- 2 前項の費用弁償については、その職務の執行の都度現金支給するものとする。ただし、前項(2)に掲げる費用弁償については、当該役員又は評議員の旅費請求書の提出後速やかに現金支給するものとする。

第6条 この法人の職員である理事については、前条までの報酬及び費用の支給は行わず、社会福祉法人善導寺福社会旅費規程によるものとする。

(規程の改正)

第7条 この規程の改正については、評議員会の承認を受けなければならない。

附則

この規程は、令和8年6月18日（評議員会の議決日）から施行し、令和8年4月1日から適用する。

◇（別表第1）

旅行命令権者

命令権者	命令を受ける者の範囲
理 事 長	施 設 長
施 設 長	施設長を除く職員

（備 考） 施設長の在勤務地内及び県内旅行の場合は、理事長の命令権を施設長に委任することができる。

◇（別表第2）

旅費額表（在勤地外出張）

区 分	車 賃					日 当		宿泊料 （1泊につき）
	鉄道賃	航空賃	船賃	バス賃	私有車	1 日	半日	
施設長	運賃額	実費	二等	実費	1キロメートル あたり 40 円	5,000 円	2,500 円	15,000 円
その他の職員	同上	同上	同上	同上		3,000 円	1,500 円	12,000 円

◇（別表第3）

旅費額表（在勤地内出張）

区 分	車 賃		日 当	
	公共交通機関	私有車	1 日	半日
施設長	実 費	1 キロメートル あたり 40 円	1,500 円	500 円
その他の職員	実 費		1,000 円	500 円

（備 考） 在勤務地内とは久留米市の行政区域内をいう。

（付記）

1. 研修会等で、その費用が決定されている場合は、上記金額のうちその費用に含まれていない部分についてのみ支給するものとし、宿泊料、交通費等及び日当について、重複して支給することはない。